

5 収支の状況

区 分		6年度	5年度	増 減	
収入	事業収入	受託事業収入	74,758,000	6,215,000	事業期間が異なるため、増減額は記さず
		収益事業収入	5,504,028	0	
		小 計	80,262,028	6,215,000	
	事業外収入	雑収入	465,971	365,762	
		小 計	465,971	365,762	
計		80,727,999	6,580,762		
支出	人 件 費	34,869,594	2,210,002		
	管理運営費	36,625,974	2,583,584		
	事 業 費	8,506,530	1,748,262		
	計	80,002,098	6,541,848		
収 支 差 額		725,901	38,914		

6 労働条件等

確認項目	状 況			備 考	
	正職員	非常勤職員(月給職員)	パート職員		
雇用契約・労使協定	労働条件の書面による提示	就業規則	就業規則、労働条件通知書、取扱要領	就業規則、労働条件通知書、取扱要領	※書面の名称を記入
	就業規則の作成状況	有	有	有	※常時10人以上の労働者を使用する場合は作成、届出が必要
	労使協定の締結状況	36協定	36協定	36協定	※労働基準監督署長への届出が必要な協定の有無
労働時間	所定労働時間	40時間/週	40時間/週	週28時間～40時間	※幅がある場合は上限、下限を記入
	時間管理の手法	WEB打刻	WEB打刻	WEB打刻	※タイムカード、ICカード、自己申告、使用者の現認などの別を記入
	休暇、休日の状況	休暇：年20日 休日：年間120日以上	休暇：年20日～年11日 休日：勤務表で指定する日	休暇：年20日～年11日 休日：勤務表で指定する日	※幅がある場合は上限、下限を記入
給与	給与金額	333,931円/月	170,285円/月	970円/時	※平均月額を記入
	最低賃金との比較	適	適	適	※適否を記入
	処遇改善計画との比較	99.6%	93.1%	83.6%	※達成率を記入
	支払い遅延等の有無	無	無	無	※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	年1回実施			
	産業医の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし		※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし		※業種・規模の要件あり
	衛生管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし		※規模の要件あり
	安全衛生推進者(衛生推進者)の選任	選任の要否：要	選任状況：有		※業種・規模の要件あり

(参考)

○労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例(労働基準法(昭和22年法律第49号)に基づくもの)

- ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合(労働基準法第18条)
- ・1ヶ月単位の変形労働時間制(労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要)
- ・1年単位の変形労働時間制(労働基準法第32条の4、第32条4の2ほか)
- ・1週間単位の非定型的変形労働時間制(労働基準法第32条の5)
- ・時間外労働・休日労働(労働基準法第36条 いわゆる「36協定」)
- ・事業場外労働のみなし労働時間制(労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合は不要)
- ・専門業務型裁量労働制(労働基準法第38条の3)

○各種管理者等の業種・規模に係る要件(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づくもの)

種別	業種	規模(常時使用する労働者数)
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理工業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人(1人選任)
		201人～500人(2人選任)
		501人～1,000人(3人選任)
		1,001人～2,000人(4人選任)
		2,001人～3,000人(5人選任)
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	3,001人以上(6人選任)
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組み

区分	取組み内容
開園日	休館日は年末年始及び毎月1日（第4月曜日）とするが、柔軟に臨時開園等に対応。
情報提供	各行政機関、学校教育機関、公共施設、類似施設、観光施設等へ情報提供
地元への協力	地域連携協議会や推進協議会への参画、地元イベントへの参加・協力
要請への対応	所長等と協議の上、適切に対応

8 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	アンケート、職員による聞き取り等
------------	------------------

利用者からの苦情・要望	対応状況
展示の文字が小さい	園内で共有し、配布物等については改善しました。
展示のボリュームが少ない	園内で共有し、ラウンジでのパネル展実施や新たな企画展での展示点数増など（県対応）を実施しました。
青谷駅・青谷インターからのアクセスがわかりにくい。	所長等と協議の上、鳥取市にもご協力いただいで対応しました。 ※青谷駅からの徒歩経路上に、市が誘導看板を設置。

利用者からの積極的な評価
<p>googleでのクチコミ評価4.2 投稿数71件 (投稿コメント例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2棟あり、1棟は子供さん向けで無料です。わかりやすい展示にイベントや体験ありました。史跡グッズもあり、ポストカード、シール、コースター買いました。これからもっと種類増えたら嬉しいです。他の方がコメントされているようにカフェもあるといいですね。有料(200円は安くてありがたいです)棟は重要文化財展示等で、今後展示の変更あるそうなので、また行きたいです。 ・ニュースでやっていたのでわざわざ広島県から4時間かけてやって来ました。期待を裏切りません。ほんとうにこの土地から出てきたのでとても説得力があります。なぜここにたくさんの人骨があったのか謎が早く知りたいですね。鳥取県には宝の山が有るのお。 ・鹿の骨や石の加工精度の高さに驚く。膨大な出土品のごく一部の展示しかないのでその膨大さがわかるような展示ならもっと面白いかなと。 ・2024年3月にオープン。遺跡の展示や解説もわかりやすく、体験イベントなども多彩です。

9 指定管理者による自己点検

労働関係法令、環境関連法令、建築物の管理に関する法令その他関係法令の遵守状況	<input checked="" type="checkbox"/>
協定書（仕様書）、指定管理者募集（又は審査）要項及びその付属資料並びに指定管理者指定申請書の遵守状況	<input checked="" type="checkbox"/>

<p>〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕</p> <p>(1) とっとり弥生の王国発展に寄与 鳥取県及びむきばんだ史跡公園と連携して、イベント出展を中心に連携を行った。むきばんだ史跡公園と「定例協議」や「共同看板の設置」など2園連携を強化した。</p> <p>(2) 史跡を活かした地域振興 教育旅行誘致、大手旅行会社テーマ型ツアーの設定・催行の実績を残せた。また、公民館・老人クラブなど一般団体の見学が増加し、青谷和紙工房への立ち寄りが組まれるなど地域振興の一助となった。</p> <p>(3) 情報発信事業 各種SNSの運用とgoogle「ビジネス」プロフィールの本格運用スタート。クチコミ評価4.2を獲得(クチコミ数67) 投稿者全件への返信を実施。</p> <p>(4) 活用推進事業 屋内体験メニューは、類似施設と比較しても一定のめどがついた。</p>

<p>〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度には、共同広告出稿(まっぶる鳥取)、三朝温泉の旅館客室内情報ファイル等の取組みを実施する。また、「とっとり弥生の王国」のポータルサイトの制作を県に提案している。 ・令和7年度はヒーローショー、ロゲイニングイベント、新酒披露会等ユニークメニューに取組む。また、公園内のアダプトプログラムについて、鳥取市地域振興課と連携して実施する。 ・Instaglam、LINE、YOUTUBEへの取組みがまだまだ不足しており、今後の課題である。 令和7年度早々に公式LINE登録完了、instaglam運用スタート、YOUTUBE掲載動画が完成したので、今後取組を進める。 ・屋外での史跡公園の環境を生かした利活用メニュー開発も課題ある。

10 施設所管課による業務点検

労働関係法令、環境関連法令、建築物の管理に関する法令その他関係法令の遵守状況		☑
協定書（仕様書）、指定管理者募集（又は審査）要項及びその付属資料並びに指定管理者指定申請書の遵守状況		☑
項 目	評 価	点 検 結 果
〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕 ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	4	○公園及び施設内の清掃、植栽管理も適切に行われ、清潔さは高く保たれているほか、建物設備の維持管理経費縮減に十分取り組んでいる。 ○中央通路部の陥没、凹凸が生じているが、つまずきや転倒防止のための仮処置や喚起表示を行うなど、事故防止措置もなされている。
〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕 ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施	3	○にぎわい交流ひろばの利用申込（青谷音楽祭）に際し、大きなトラブル、苦情等を生じることなく適切に処理した。
〔その他管理施設の管理に必要な業務〕 ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	4	○受付員として高齢者の別枠雇用を行うなど、2棟での受付体制を的確に対応している。 ○ボランティアスタッフによる体験補助など体制を整え、来園者の満足度は極めて高い。
〔利用者サービス〕 ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	3	○夕刻・夜間の時間帯の催事のための開館時間延長を適宜対応した。 ○企画展入れ替え期間中の再入館券の配布など有料入館を促す方策も的確である。
〔収入支出の状況〕	3	○適切な予算管理、執行が行われている。
〔職員の配置〕 ○適正な職員配置 ○処遇改善計画の達成状況	3	○職員の病休による欠員が生じたが、高齢者雇用による補充などの確な充足に努めた。
〔会計事務の状況〕 ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書（月次）における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務（利用券、利用券管理簿の管理など） ○必要な規程類の整備（会計規程、協定書等で整備が定められている規程など）	3	○適正に会計処理が行われている。
〔関係法令の遵守状況〕 ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令（労働基準、労働安全、障がい者雇用等） ・環境関連法令（大気、水質、振動、廃棄物等） ・その他の法令 ○県内発注（鳥取県産業振興条例）	3	○36協定関係の労働関係の届出は適正に行われている。 ○県内業者への発注、競争による契約に努めている。
〔県の施策への協力〕 ○障がい者就労施設への発注	3	—
総 括	3	○協定書の内容に沿い、事務や業務は概ね適正に行われている。 ○各種広報を早期に取組み、団体の来館も順調に推移し、目標としていた年間3万人の入園者目標を達した。

《評価指標》5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
 4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。
 3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。
 2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。
 1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、
 ※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。